

農業委員会の制度改正により 農業委員候補者を募集します

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が【公選制】から、推薦・募集を行い、町議会の同意を得て町長が任命する【任命制】へ移行になりました。

町では、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を行う農業委員の候補者を、次のとおり募集します。

- 推薦及び応募方法について
 - (1) 町内の地区・全域からの推薦
 - (2) 農業に関係する団体等からの推薦
 - (3) 一般募集

- 募集人数について 定数 9 人

- 推薦及び応募資格について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 幌延町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 幌延町の執行機関の委員でない者
- (3) 幌延町職員及び行政委員会の職員でない者

- 推薦及び応募受付期間

平成29年2月1日（水）～平成29年2月28日（火） 平日の8時30分～17時00分

- 推薦及び応募手続きについて

- (1) 地区からの推薦にあたっては、推薦用紙に農業者等3名以上が連名し、当該農業者の代表者が直接持参又は郵送（消印有効）により提出してください。

また、団体等からの推薦にあたっては、推薦用紙に当該団体の代表者の署名をもって、直接持参又は郵送（消印有効）により提出してください。

- (2) 応募する者は、応募用紙に必要事項を記載の上、直接持参又は郵送（消印有効）により提出してください。

※【推薦用紙】・【応募用紙】は、幌延町ホームページからダウンロードができるほか、以下の窓口にも備え付けています。

- ・農業委員会事務局（庁舎2階）
- ・問寒別出張所 等

- 推薦及び応募を受けた者等の公表

推薦を受けた者又は募集に応じた者については、法律により、情報公開を義務づけられていますので、応募期間中及び期間終了後遅滞なく、氏名、年齢、職業等を幌延町ホームページにて公表します。

- その他

推薦又は応募による候補者については、幌延町農業委員候補者評価委員会で評価し、議会の同意を得た上で、幌延町農業委員として任命します。任期は、平成29年7月20日から3年間となります。

詳細につきましては、幌延町ホームページをご参照ください。

なお、法律により農業委員の構成については、利害関係のない者を1人以上及び認定農業者が過半数であることが条件となっています。

問合せ先(提出先)：農業委員会事務局 電話：5-1113 (内線221) F A X：5-2971